

# 総務政策常任委員会会議録

平成28年 1 月28日

場 所 第2委員会室



平成28年 1 月 28 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・ゆたかさの指標化に向けた取組について
- ・宮崎県T P P 対応基本方針について
- ・宮崎県山村振興基本方針（素案）について
- ・平成27年の交通事故発生状況等について
- ・宮崎県防災拠点庁舎基本設計（案）について

出席委員（8人）

委員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	茂 雄 二
総合政策部次長 （政策推進担当）	金 子 洋 士
総合政策部次長 （県民生活担当）	興 柁 正 明
部参事兼総合政策課長	井 手 義 哉
秘書広報課長	中 原 光 晴
広報戦略室長	菊 池 修 一

統計調査課長	奥 野 厚 子
総合交通課長	野 口 和 彦
中山間・地域政策課長	石 崎 敬 三
フードビジネス 推進課長	黒 木 義 博
生活・協働・ 男女参画課長	村 上 悦 子
交通・地域安全対策監	壹 岐 幸 啓
文化文教課長	神 菊 憲 一
人権同和対策課長	吉 田 信 夫
情報政策課長	青出木 和 也

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総 務 部 次 長 （総務・職員担当）	柳 田 俊 治
総 務 部 次 長 （財務・市町村担当）	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	郡 司 宗 則
部参事兼総務課長	菓子野 信 男
防災拠点庁舎整備室長	丸 田 勉
部参事兼人事課長	片 寄 元 道
行政経営課長	吉 村 久 人
財 政 課 長	阪 本 典 弘
税 務 課 長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	平 原 利 明
総務事務センター課長	中 原 順 一
消防保安課長	都 原 誠 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総務課主任主事	日 高 真 吾

○清山委員長 ただいまから総務政策常任委員

会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでございますが、お手元の日程案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時2分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○**茂総合政策部長** おはようございます。総合政策部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前におわびを申し上げます。

去る1月13日、秘書広報課の職員が、JR日豊線の普通列車内におきまして、公然わいせつの疑いで現行犯逮捕される事案が発生いたしました。

職員の綱紀肅正及び服務規律の保持につきましては、日ごろから公私にわたり厳しく指導を行っているところでございますが、今後とも、改めて一層の徹底を図ってまいります。

大変申しわけございませんでした。

報告事項の説明に先立ちまして、東京オリンピック・パラリンピックに伴う、参加国の事前合宿の誘致や交流の促進のため、国が選定しましたホストタウンに、ドイツを相手国として本県、宮崎市、延岡市が登録されましたので、御報告を申し上げます。

今回の登録を大きな弾みとしながら、宮崎市、延岡市と連携し、交流イベントなどを実施しますとともに、事前合宿の誘致に積極的に取り組

んでまいりたいと考えております。

それでは、今回報告いたします内容につきまして御説明いたします。

お手元にお配りしております常任委員会資料の目次をごらんください。

今回は、その他の報告事項が4件でございます。

まず、ゆたかさ指標の作成について、その概要を報告いたします。

次に、宮崎県TPP対応基本方針についてでございます。

環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定につきましては、昨年10月の大筋合意後、政府においては、総合的なTPP関連政策大綱を決定し、関連する平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案が示されるとともに、昨年末、経済効果分析が公表されたところであります。

本県といたしましても、対策本部会議を開催して今後の対応を協議するとともに、国に対して必要な要望活動を行ってきたところであります。昨日の対策本部会議におきまして、宮崎県TPP対応基本方針を定めましたので、概要を報告いたします。

次に、宮崎県山村振興基本方針（素案）についてでございます。

これは、山村振興法が改正され、有効期限が延長されたことに伴いまして、宮崎県山村振興基本方針の変更を行うものであります。

最後に、平成27年の交通事故発生状況等について、御報告させていただきます。

以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井手総合政策課長 総合政策課からゆたかさの指標化に向けた取り組みについてと宮崎県T P P対応基本方針、2点について御報告申し上げます。

まず、ゆたかさの指標化に向けた取り組みについてでございます。委員会資料1ページをごらんいただきたいと思っております。

1の概要のところに書いておりますけれども、本県の総合計画、未来みやざき創造プランの基本目標、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦ということに関しまして、本県の持つ「ゆたかさ」をわかりやすく提示し、県内外に発信していく、そして、そのゆたかさの指標化を行っていく過程の中で、県づくりへの関心と協働の機運等の醸成をしていきたいと考えております。このため、他県等の指標化の事例の研究及びゆたかさについての県民との意見交換会を実施しているところでありまして、御報告申し上げます。

まず、他県等の指標化の事例につきまして、2に2つの指標型を考えております。客観指標型と主観指標型。右側のページにその2つを説明しております。

上のほう、客観指標型でございますが、福井県のほうが行っていますふるさと希望指数というのがございます。分野ごとに客観的な既存統計を選定して指標化してダイアグラム等で表示しているものでございます。

もう一点、主観型でございますが、これは、下の段でございますが、熊本県の県民総幸福量というのがございます。この取り組みにつきましては、県民の意識調査によって把握しました各分類ごとの満足度と選好度をウェイトとしまして、それを乗じた上で総合値を算定しております。詳しくは、この大枠の中に書いており

ますので、またごらんいただきたいと思っております。

この2つの指標型がございますが、本県としてはどのようなものを考えているかと申しますと、1ページにお戻りいただきまして、3の取り組み状況でございます。この2つの指標型の双方の長所を取り込んで、客観的な指標でございます既存統計をもとに県民の意識調査(選好度)を把握しまして、それをウェイトとして反映させるようなことをやってみてはどうかと現時点では考えているところでございます。

その選好度を反映するためには、どのような分野、どのような要素を設定するかということが非常に大事になってまいりますので、これにつきまして、今、現時点で県民の皆さん方と直接意見交換をしているところでございます。それが、(2)、一番下になりますけれども、ゆたかさ県民会議の開催というところでお示しているところです。昨年12月からことし1月、今月までの間で県内8カ所で地域別の会議を行ってまいりました。各会場、実際参加いただいている県民の方々、10名程度ということですので、多少少なくございますけれども、密度の濃い意見交換をしてきたところでございます。そして、来月2月に総合計画審議会専門委員、これは、計画をつくる段階で御意見をいただいた専門委員の方々に集まっていただいて、また、これまでの地域別会議の意見等も踏まえながら、意見交換をした上で、来年度、4月から指標化の詳細な検討に入りたいと考えております。県議会の皆様方の御意見も伺いながら、次年度中に具体的な指標を作成し提示したいと考えております。

ゆたかさの指標化の取り組みについては以上でございます。

T P P対応基本方針につきましては、委員会

資料ではございませんで、別冊で本方針そのものと、資料1ということで1枚紙を添付しております。その1枚紙のほうで説明をさせていただきたいと思っております。資料1と書いてあるものでございます。

昨日、県T P P協定対策本部会議にて決定をいたしました宮崎県T P P対応基本方針の概要についてでございます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、T P P協定の発効によりまして、関税の撤廃・削減、貿易手続の迅速化・加速化、投資ルールの明確化等、こういうものが図られることによりまして、輸出企業等については、非常に追い風になると分析をしております。

ただ、一方で、海外からの安価な製品等が輸入されることによりまして、国内の価格競争が生じると。特に、本県の基幹産業であります畜産を初めとする農林水産業にとっては価格下落などのマイナスの影響が懸念されているところでございます。

このような状況を踏まえて、本県としましては、このT P P協定のメリットを最大限に生かすということと、そして、デメリットを最小限にとどめるということが何より重要だと考えております。

このため、短期的な対策はもとより、中長期的な観点も持ちながら、本県産業の競争力の確保、また、海外の展開を見据えた成長産業化に向けて取り組んでいくこととしたところであります。

2のほうにまとめておりますのは、この協定による本県への影響の部分でございます。

まず、全体の経済効果、(1)でございます。国の公表しました経済効果分析によりまして、国内のG D Pを2.59%押し上げると。これを、

平成26年度のG D Pで換算すれば13.6兆円の増となると分析されております。この試算をもとに県に置きかえた計算が、その下の①、②でございます。

まず、国のG D Pに占める本県の県内総生産の割合、0.72%になりますけれども、これで換算しますと979億円という数字が出てまいります。

もう一点、②のほうでございますが、この国の経済効果分析に使われました経済モデルにつきましては、国の輸出入額を投入係数としております。したがって、この輸出入額に着目をして計算をしました。国の輸出入額に占める本県の輸出入額の割合、これが0.15%となりますので、これを掛け合わせますと204億円という数字が出てきます。

この数字の置き方におきまして、非常に大きな開きが出ているところでございまして、このいずれが正しいかというのはなかなか難しいところでございますが、いずれにしましても、国の試算は国全体の平均の経済モデルでございまして、本県の経済構造と差異がございまして、したがって、いずれの計算にしましても、このような結果になるかどうかというのは不透明なところがございまして。

その下でございます。(2)の農林水産品の影響額についてでございます。これにつきましては、国は、生産品ごとに換算をしているところでございますが、いずれも国内対策によりまして、引き続き、生産や農家所得が確保される、国内生産量は維持されると見ておりまして、その前提に基づいて減少額を約1,300億から2,100億円という数字を出しております。

(2)の一番下に書いてますけれども、影響額を最小限にとどめるかどうかは、国内の対策

によるところは非常に大きゅうございます。この前提に基づきまして、国の試算、準拠した本県の影響額、丸の2番目になります。47億から93億円という数字を計算したところでございます。

まとめのところにもう一度書いておられますけれども、県としましては、プラス効果を最大限にし、マイナスの影響を最小限にとどめるよう、しっかりとした取り組みを推進していくとともに、国に対しましては、政策大綱の確実な実施、また、地方に十分その効果が波及するような万全の対策を求めていくこととしているところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。今までの影響の分析を踏まえながら、今後どう取り組んでいくかということで、分野別の方針を2通り上げておられます。農林水産業分野と商工業分野でございます。

まず、(1)農林水産業分野につきましては、何度も同じことを申し上げますけれども、影響を最小限にとどめることが何より肝要かと思っております。取り組み方針として、①から⑤、5つの柱を掲げておられます。この取り組み方針に基づきながら、T P Pの効果を最大限に発揮するためにグローバルな視点を持った産地の積極的な取り組み等を促進していくこととしておられます。農業関係者の方々とも連携をしながら、産地の競争力の強化に取り組み、国に対しては必要な措置について積極的に働きかけていくこととしているところでございます。

(2)商工業分野でございますが、これにつきましては、貿易・投資の拡大、生産性の向上によりまして、県内企業全体の競争力・経営力の強化を図ることが大事でありまして、その結果、雇用の創出につながるよう、本県経済・産

業の活性化を図っていくとしておられます。これにつきましても、取り組み方針①から⑤の5つの柱を掲げて、しっかりと取り組んでいきたいと考えておられます。

なお、丸の2つ目にありますように、昨年10月に、ジェトロの宮崎貿易情報センターが開設されておられます。こことしっかりと連携しながら、産学金官一体となって取り組んでまいりたいと考えておられます。

4に今後の対応ということで2点まとめておられます。

まず、対策の実施方針としましては、国の総合的なT P P関連政策大綱の確実な実施、また、先ほど申し上げましたように、地方に十分その効果が波及するように求めていくこと、そして、県においては、県として重点的な取り組みが必要なものについては、国の予算も活用しながら、必要な対策をしっかりと講じていくと。

最後に、推進体制としまして、各部局連携して対策を講じることとしておられます。

総合政策課からは以上でございます。

**○石崎中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課でございます。

委員会資料の3ページをごらんください。宮崎県山村振興基本方針(素案)についてでございます。この基本方針につきましては、9月の常任委員会で、変更に着手することを御報告いたしました。その案がまとまりましたので、御説明させていただきます。

まず、この方針でございますけれども、山村振興法が27年3月に改正されまして、有効期限が10年間延長されたことに伴いまして、県の基本方針の変更を行うものでございます。

1の法改正の概要でございますが、この法の改正の趣旨としまして、山村の有する多面的機

能を十分発揮するために、森林等の保全を図る、あるいは地域特性を生かした産業振興等により定住の促進を図るといった基本方針のもとに改正されまして、そのために必要な規定等が追加されているところでございます。

県内に対象となる地域が16市町村でございます。これにつきましては、また、後ほど御説明させていただきます。

なお、この方針につきましては、平成27年度からおおむね10年間の期間ということで策定しているところでございます。

委員会資料の方針の概要以下基本的な概要を掲げておりますけれども、資料2といたしまして、お手元に案をお配りしておりますので、そちらに基づきまして、主な変更点を御説明させていただきます。

資料2、1ページでございますけれども、下のほうに、県内の振興山村地域が地図でございます。グレーで塗りつぶしてあるところが、市町村の全域が振興山村となっているところでございまして、全部で8市町村でございます。また、斜線で塗ってあるところが、市町村の一部の区域が振興山村として指定されているところでございまして、こちら8地域ということで、県内で16地域ということになっております。

2ページから5ページまでは、現在の山村の現状について、人口あるいは産業等の動向を分析しております。2ページの年齢別人口構成の推移等、振興山村と県全域で比較しておりますけれども、振興山村におきましては、人口の減少率が県全体よりも大きく上回っていると。また、高齢者の増加等も見られる、あと若年層の流出が特に目立つといったような現状でございます。

また、産業につきましては、3ページの産業

別就業人口の推移という表を掲げておりますけれども、振興山村におきましては、第1次産業が大きな比率を占めておりまして、構成比の振興山村のところ、平成22年をごらんいただきますと、第1次産業が30.1%、全県では11.4%といったような状況になっているところでございます。

次に、5ページでございますが、こちらに現状と課題というのを総括しておりますけれども、2の山村振興の現状と課題というところで、若年層を中心とした人口流出や少子高齢化の進行、あと、地域経済の悪化など、振興山村を取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして、産業の振興あるいは若年者の定住を推進するといった施策を進めていくこととしております。

次に、6ページをお開きください。こちらが、国等の通知に基づきまして、14の事項についてのどのような基本的な施策を進めていくかというところをまとめているところでございます。

まず、全体といたしましては、昨年7月に改定いたしまして宮崎県中山間地域振興計画の重点施策、仕事がある中山間地域づくり等、4つの柱がございまして、それを踏まえて、山村振興対策を実施していくこととしております。

まず、1の交通施策に関する基本的事項でございますけれども、東九州自動車道や九州中央自動車道の整備の状況等を踏まえながら、高規格道路等の整備や計画的な道路網整備の推進、地域公共交通ネットワークの構築等を盛り込んだところでございます。

次に、7ページの3、産業基盤施策に関する基本的事項でございますけれども、こちら、振興山村の基幹的な産業であります農林業を含めまして、記述の下のほうになりますけれども、農林業や観光だけでなく福祉やICTなどを含

めた新たな発想による所得の向上の取り組み等を進めるということを盛り込んだところでございます。

次に、10ページをごらんください。5の地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項でございます。こちらは法改正に伴い新たに設けた事項でございます。この中では、地域の農林産物の製造、加工、販売までの地域内発型の産業振興や、昨年12月、世界農業遺産の認定を受けましたけれども、そういった世界ブランドを活用した観光振興等を行っていくという内容を盛り込んだところでございます。

次に、12ページをお開きください。7の社会、生活環境施策に関する基本事項でございますけれども、現在の方針、平成18年の2月に策定しておりまして、それ以降の状況等を踏まえて盛り込んだところでございます。施策としては13ページの中ほどになりますけれども、子育て環境等の整備、あるいは、医療の確保としまして、ドクターヘリの運航支援などの事項を盛り込んでいるところでございます。

次に、13ページの8、高齢者福祉施策に関する基本的事項でございます。これも、現行の方針では、社会、生活環境施策に関する事項に入れていたところでございますけれども、今回、新たに事項として立てたものでございまして、地域包括ケアシステムの構築等に取り組んでいくことを盛り込んでおります。

次に、14ページでございますが、9、集落整備施策に関する基本的事項におきましては、移住・定住を推進するために、空き家の活用を含めた環境整備や集落の維持・活性化を図るため、集落ネットワーク化等の促進という事項を盛り込んだところでございます。

次に、17ページをごらんください。14の鳥獣

被害防止施策に関する基本的事項でございます。こちらにつきましては、平成22年度から実施しております総合的な鳥獣被害対策として、被害対策、捕獲地策、生息環境対策、また、野生鳥獣肉等の利活用促進対策を盛り込んだところでございます。

方針の概要については以上でございます。

委員会資料の5ページをごらんください。今のほうに今後のスケジュールについて記載しております。この素案の内容につきましては、1月22日から2月23日までの予定でパブリックコメントを実施しているところでございますが、そのパブリックコメント、また、今回の委員会等での御意見を踏まえまして、所要の修正をした上で、3月に、法の定めに基づき、方針を国へ提出いたしますとともに、3月以降は、市町村がこの方針に基づき、市町村計画を策定し、国へ提出するというようなスケジュールになっております。

説明は以上でございます。

**○壹岐交通・地域安全対策監** それでは、平成27年の交通事故発生状況等について御報告いたします。常任委員会資料の9ページをごらんください。

まず、1の交通事故発生状況の推移につきましては、折れ線グラフの上段が負傷者数、下が発生件数であります。ともに平成21年以降減少してきております。死者数につきましては、棒グラフになりますが、平成18年以降、減少傾向となっておりますが、平成22年以降は50人前後で下げどまりで推移し、昨年は、52人で前年対比の3人増加となっております。

次に、2の高齢者事故の推移でございます。全体の発生件数が減少してきている中、表の2、3行目にありますとおり、高齢運転者による事

故の割合が増加し続けております。特に、昨年10月には、宮崎市高千穂通において高齢者が運転する車が歩道を暴走し6人を死傷させる悲惨な事故も発生しております。また、表の中段の死者数につきましても、高齢者の方の割合が平成27年は67.3%と過去最も高くなっております。

3の免許証返納状況等につきましては、(1)の表にありますとおり、高齢者人口、免許保有者数ともに大幅に増加してきている現状があります。

一方、(2)の免許証返納者数につきましては、免許証返納制度が始まった平成20年から増加傾向となっており、昨年は前年比プラス567件と急増しております。

10ページの4の平成27年のシートベルト・チャイルドシートの着用状況であります。このデータは、J A F (日本自動車連盟) と警察による合同(全国)調査によるものであります。シートベルト着用率は、一般道、高速道ともに、運転席、助手席では、全国上位の数値となっておりますが、唯一、後部席は、一般道で20.3%と全国46位と低調でございます。一方、表の右端のチャイルドシートにつきましては、平成26年は全国45位でありましたものが、使用率が今回67.8%、(前年比プラス20.8%)と大きく改善し、全国15位となっております。

次に、5の自転車事故の発生状況の推移につきましては、表にございますとおり、発生件数、死傷者数ともに減少傾向で推移しておりますが、平成27年の発生件数の年代別内訳では、高校生が24.8%で最も多く、次に高齢者が多い状況となっております。

また、表の一番下の行にありますとおり、人対自転車の事故も、平成27年は8件発生し、うち1件は高校生の自転車と高齢歩行者が衝突す

る事故で高齢者の方がお亡くなりになっておる現状でございます。

このような状況を踏まえまして、5の主な対策でございますが、まず、(1)の高齢者の交通事故防止対策といたしましては、運転免許証返納メリット制度など運転免許証を返納しやすい環境の整備や福祉関係機関や自治会などと連携した地域ぐるみでの啓発活動の促進をしてまいりたいと考えています。

漫然運転対策としましては、(2)にございますとおり、歩行者優先及び交差点等の交通事故防止対策としまして、交差点における交通ルール・マナー、反射材用品の着用等に関する啓発活動の促進、(3)全席シートベルト・チャイルドシートの着用推進対策としましては、保護者、幼稚園等への被害防止効果についての情報提供や運輸関係機関・団体等による啓発活動の促進をしてまいりたいと考えております。

(4)の自転車の安全利用対策としましては、自転車の通行方法やマナー、人対自転車事故の被害者救済のための自転車保険への加入促進についての啓発活動の一層の促進などを実施していくこととしております。

県としましては、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、推進本部構成機関・団体等と県民の皆様と一緒に一層の連携を図って、事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

**○丸山委員** T P Pの基本方針についてお伺いしたいんですが、きょうの新聞でも、アメリカの出したものと全然違う試算が出されてまして、この試算が本当に——国が出した方法が正しい

のかどうか、どこまで信頼していいのか、そういう検証は県では何らかの試算をしたのかどうかも含めて、まずそこをお伺いしたいと思いません。

**○井手総合政策課長** 農林水産品に対するTPPの影響額については、今までも幾つか数値が出ております。国の数値に関しましても、TPP協定に入る前には非常に大きな数字が出ておりました。今回、協定大筋合意を踏まえて、国の出した数字に関しましては、その内容、その価格の低下率等、どういう取り方があるのか、また、先ほどの資料でも申し上げましたけれども、国内の生産量が維持されるという部分、この部分については、その農業者の方々からもいろんな疑義があると伺っております。ただ、本県独自にその数値をどのようにいじるかという点については何の基準もございませんので、現時点では、国の数値に基づいて算出する以外にないと考えております。

**○丸山委員** 何か国の試算は甘いんじゃないかという声が、農家サイドから聞いたり、また、きょうの新聞では、アメリカの試算だと日本のGDPは下がるんじゃないかというような試算も全然食い違うような形が出てきているものですから、この試算は、これが正しいとひとり歩きではなくて、もっと厳しく、感覚的にもとらなくちゃいけないと思っているのかなというのと、他県でもこういう試算が最近、青森とか茨城も出されたりしているんですが、ほかの県等を見たときに、同じような感じでやっている認識はしているんですけれども、宮崎県のほうが、割合的には、農業者生産額からの比率からすると、宮崎が少し高いところは、畜産が多いからだと思っているんですが、そういうときに、影響が多いところに、今回も3,400億程度のTPP

P対策の予算が計上されているんですが、傾斜配分をしっかりとしてもらわないと困ると思っているんですが、その辺の、国等に対しての要望活動はどのような形でやられているのかを含めてお伺いしたいと思います。

**○井手総合政策課長** 本県の農林水産品の影響額47億から93億と書いておりますが、そのうち最も大きいものは牛肉でございまして、次、豚肉、鶏肉と、この畜産分野の3品目はその半分を占めるぐらいになります。

国の試算を見ますと、米についてはゼロというような数値も出ておまして、ある意味、やはり、畜産のところに分厚く対策を講じていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

この対応方針にも書いておりますように、きちんと予算を講じた上で対策を実施していただきたいということは、これまでも随分要望してまいりましたし、今後の補正予算、当初予算に関しましても要望をしております。また、実際の予算の執行に当たりまして個所づけ等ございますので、そこについては、今後、随時要望を続けてまいりたいと考えております。

**○丸山委員** いずれにしましても、このTPPがなくても、今の農家の現状が、少子高齢化、担い手不足、非常に厳しくて、実際、国内生産が維持できないというのが現場サイドの形だと、私、思っています。本当にこれ絵に描いたような試算ではないのかなというのを危惧しておりますので、しっかりとした対応ができるように、農政水産部等々と連携しながらやっていただきたいと思っております。

**○坂口委員** 関連してですけれども、やっぱり根拠をどこに置くかとか、実体経済というのは生き物でなかなか難しい。だから、国の試算が

根拠になっていて、それは仕方ないかなと思うんですけども、この中でも一つは、GDP全体から按分していくのと、輸出、輸入で按分するって、それぞれの県で産業構造が違うから、ある意味、輸出、輸入に分けた204億が、僕自身としてはこちらを信頼したいかなという気はあるんですけども、問題は、その大前提が、あらゆる国内策を講じてと。だから、本当に今出しているメニューは、あらゆる国内策としてこれ以外にもうないのかという検証を県としてやっていって、要望の中で足りない部分があれば、それを具体的な項目として求めていくということと、想定されているもので、県として必要なものは、ことごとく予算として確保する、これができるかできないかで、この数字はどうにでも変わっていくと思うんですね。だから、そのところがまず大切で、数字は状況、根拠によって変わっていくということで、国内策で、あらゆる想定される、必要とするものを絶対確保するんだということ、それへの取り組みというのが僕は必要と、そこを全庁的にやるべきだと思うんですけども、そこらは今後どういふぐあいに、体制のあり方とか検証の仕方とかは、どんなぐあいに考えていかれているんですか。

**○井手総合政策課長** 委員おっしゃるとおりだと思っております、そこは非常に重要なところ、地方がやるべき仕事としましては、きっちり現場の声を吸い上げて、それを国に届けて、きちんと政策として予算をつけていただくということが大事かと思っております。

今回のこの方針に至るまでの国への要望活動におきましても、農業団体の方々との細かな意見交換会等を農政水産部を中心に行ってきたりしまして、農業団体の方々意見をできるだけ反映した形で要望してきたところでございます。

今後のこの対応につきましても、実際に国の対策の課題等につきましても、引き続きプロジェクト的に農業団体の方々との話し合いを進めていきたいと思っております。方針につきましても、その声を踏まえながら、随時見直してまいりたいと考えてます。

あと、商工業につきましても、県内は小規模企業者多く、アンケートもしたところございまして、それを踏まえながら、意見交換を今後やっていく予定にしております。

以上でございます。

**○坂口委員** ひとり勝ちという言葉があるんですが、ひとり負けというのがあるかはわからんけれども、大まかに捉えれば、第1次産業のひとり負け、だから、2次、3次、特に2次産業については、伸び代があるということで、これは対策を講じやすいと思うんです。全体的というか一般的にいえば。

問題は、あらゆる手だてを講じて、なおかつ負けていくというか、マイナスだということのこの第1次産業分野ですけれども、これが、あくまでも既存の構造、今度は、第1次産業の中での作物でいえば、累計ごとのものがその経済の変化によってその枠の中で動いていくっていう、縦でしか考えられてないけれども、消費者の感覚はいろんなものがあって、絶対必要だから幾ら高くってもお米はお米でどこのお米なんですよという考え方から、価格というか価値、これは、お米より小麦のほうがいいよとか、豚肉より牛肉のほうがいいよというシフトが起こると思うんです。このTPPの国内策とかそういったことの根拠にはシフト、だから、作物とか、その商品がシフトしていくって、横に動いていくって、高いものから安くなっていくって、縦だけじゃないんだということが全く欠け

てると思うんです、想定されてないと思うんです。

だから、そのこのところが、一つはあらゆる国内策の中の全く欠けた国内策ということで、本県としては、宮崎県の農業なり、あるいは第1次産業の営農累計というものを分析して調べてみて、果たして豚肉が極端に安くなったとき、牛肉の、しかも、B等級なり、あるいは3等級、2等級、1等級というようなものが、豚にシフトすることはないのかとか、そのこのところが全くやられてないと、むしろこれのほうが怖いと思いますよ。やられるところ、負けるところは陣地譲ろうって、そして、勝負できるところに集中していこうという、今度はそこでの食い合いです、国内での食い合い、これが、このT P Pの国内策とか、そのT P Pによるいろんな影響想定の中には、横への移動というのが、これ想定されてないような気がするんです。ここを県は検証していかないと、特に、宮崎がその金太郎あめじゃだめだって言われているのは、宮崎は、百姓百品でいろんなものを専業じゃなくて、いろんな複合農家が多いということがこの特徴ですよ。そのこのところが、国内策から欠けていると思いますから、これは農政と一体になって取り組んでほしいなと思います。これ、もし考え方があれば聞かせていただいて。

**○井手総合政策課長** 委員おっしゃるとおりでございまして、この委員会でも、この3年ぐらいろいろ議論させていただきましたフードビジネスのお話がございます。その中で最も大事なところが、マーケットインの視点だということで、売れるものをきちんとつくっていくところだと思っています。

今回、このT P P対応方針ということでお話を申し上げますけれども、本県の農林水産業

の課題というものにつきましては、T P Pがあろうとなかろうと、その担い手の問題でありますとか、今、委員おっしゃったマーケットインの視点の実施だとか、それについては変わらないと私ども思っております、このT P P関連の予算をうまく活用しながら、例えば、ここにも掲げてますけれども、畜産のクラスターづくりでありますとか、産地のパワーアップに向けた新しい営農団地、施設園芸団地の整備でありますとか、かんがい排水等の基盤整備、この辺にきちんと予算を投入して、本県の産地の生産性を上げて、しかも、競争力を上げる、営農集団との意見交換をする中で、売れるものをきちんと産地につくっていただくという体制を構築してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 一つはそれ確かにそうだ、基盤を整備する。ただ、問題は、例えば自動車づくりだったら、ニューモデルができた。型枠をかせればぱんぱんと同じ技術者でできるんです。ところが、農業は、今まで米をつくっていた人がそばをつくろうとか、牛を飼育していた人が豚に変わろうとかいったって、それは簡単にはいかないんです。だから、そこらも含めて、農業内の営農累計も変わるんだよということを想定しておかないと。これ農政に言うことかもわかりませんが、その全体のあらゆる国内策とか万全な対策を講じたとか、講じられるという説明を企画としてはやられるけれども、それは、そこが欠けてますよということを、実際、今度は経済が動き出したら、そういう変化がシフトしてくるんです。今まで米食べていた人が小麦に変わるかもわかんないんですよということを、それ欠けているんじゃないんでしょうかって、まだ、課題として検討すべきことが残っているんじゃないかということをおっしゃっているんで

す。だから、これ今後の課題として。

**○茂総合政策部長** ただいまのシフトということについては非常に重要なことだと思っております。これからどういうふうになっていくのか、そのあたりは常に注視していく必要があると思っております。

それと、そもそもTPPへの対応というのは、本県にとって非常に大きな課題だと思っております。これまで4回ほど対策本部会議を開いて、情報共有をしたところなんですけれども、知事からは、現場の声を適切に酌み取って、適切な対応を、中長期的なことを含めてやるようにという具体的な指示もいただいております。

これからも国への要望に力を入れてまいりますし、本県独自の取り組みというのも含めて、全庁で情報を共有しながら、必要に応じて随時対策本部会議を開きながら、適切に対応してまいりますと考えております。全庁的に連携をしながら、全力で取り組んでまいりますと思います。

**○星原委員** 関連で、2人の委員が言ったとおりだと、私もそう思います。これから期間もあるわけですから、その間に宮崎県は物をつくることには、生産はいいものができるというのは、もうみんな思っていると思うんです。だから、付加価値をつけて、どこに販路を開拓していくか、要するに、加工分野、販路開拓の分野に少し今までと違う発想やら、いろんなことを取り入れて、そういう分野に少し力を入れて、いいものを、安心安全なものを高く売ること、農家の所得がふえていくとか、そういう関連で若い人たちの働く職場がふえていくとか、そういうものを捉えて考えていってほしいなと思いますので、その辺もぜひ今後の取り組みの中でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

**○清山委員長** ほかがございますか。

**○星原委員** ゆたかさ指標のことなんです、県民会議が開催されて10名程度ということだったんですが、どういう方々が選ばれて、これからの宮崎に誇りを持って、精神的な面で、宮崎に産まれた、あるいはそこで生活してよかったとか、一生を終えるところが宮崎でいいという、そういうふうにもっていく形になるものが、経済的なものと精神的なものといろいろあると思うんですけれども、そういう面で、この会議の中で、地域でやられた方々の意見、どういう世代層、若い人から高齢者まで世代ごとに分けてやられたのか、あるいは女性と男性で分けられたのか、あるいは高校生ぐらいまで、そういう、今後、将来を担って、そういうことまで、どういうふうにいるかとか、どういう形で、今後宮崎のことを考えて、年齢的やら男女の別やら、そういうことまで発想されて地域の声を聞かれたもんなんですか、どうなんですか。

**○井手総合政策課長** この地域別の県民会議でございますが、実は、この総合計画、昨年\*6月にアクションプランまで御議決いただいたんですけれども、それをつくる過程におきまして、地域別の県民会議委員ということで、ある程度市町村と御意見聞きながら委員を選定をしたところでございます。この会議は、大体6時半とかそのぐらいから2時間程度、夕方の6時半とか7時ぐらいから2時間程度行いますので、残念ながら高校生はなかなか難しいかなと考えております。基本的には、お仕事をお持ちの方々に、各地域、若い人から年配の方々までで20人程度で構成をしています。今回、その中で大体10名程度、それぞれの御都合に沿いまして出席をいただいたところであります。

※14ページに訂正発言あり

御意見としましては、やっぱり経済的豊かさ、所得が大事だよねという御意見から、通勤時間が短くて、時間が自由に使えるところがやっぱり宮崎はいいとか、家族、親戚、隣近所のつき合い、いわゆるきずなが大事ですとか、かなりいろんな御意見が出ているところでございます。全体の取りまとめはまだこれからになりますので、また、そういうことも含めて、この委員会で御報告できたらと思っております。

**○星原委員** ここに熊本の例が書いてあるんですが、そういったものの項目がやっぱり大きいのかなと思います。ですから、これプラスアルファの宮崎版の部分が何を今度捉えていくのかというのがあるのかなと思いますので、その辺も検討していただいて、これから少子化の中で、若い人たちが都会に出ていって、そして、宮崎に帰ってこれる、そういう環境をつくっていかないとなかなか人口減少に歯どめはかからないし、そのためには、雇用の場が、本当に自分たちが望むような、そういう企業なり、あるいは働きがいのある職種というのがあるのかどうか、その辺の連携がとれないと将来に期待が持てないのかなと思いますので、その辺もぜひ検討いただきたいなと思います。

**○清山委員長** ほかございますか。

**○新見委員** 関連してゆたかさの指標化についてですが、確かに、それぞれの県のゆたかさを指標化することは大事な取り組みだと思っておりますけれども、全国的に見ても、福井県、熊本県の例が出てますが、同じような動きをしているのかなと推測するところですが、そもそも、こういったゆたかさの指標化という取り組みは何をきっかけに始まったんでしょうかね。

**○井手総合政策課長** 今回のゆたかさの指標化

につきましては、総合計画の中におきまして、新しいゆたかさをきちんと提示をしましよと、そのためには、指標化という手段をとりましようということで、アクションプラン等でも定めたところでございます。

ゆたかさの指標化に関しましては、全国的にどうかというお話でございますけれども、ほかの県でいうと、兵庫あたりも、この主観的な指標を使っております。

過去は、国レベルでP Iという手法で、全国のゆたかさをはかるみたいなの取り組みがあったところでもあります。ただ、国の取り組みは、やはり各県を順位づけするという色合いも出てまして、国として取り組むのはいかがなものかということでやめたという経緯がございます。

今回、私どもがやろうとしているこのゆたかさの指標化につきましては、本県に住む人たちの価値観、そのゆたかさに関する価値観というものを、きちんとみえる化をするというところに主眼を置いてまして、都会に住む生活様式と、この地方に住む生活様式かなり違いますし、ここに価値観を置くかによって、その豊かさの部分が変わるだろうと思っております。そこをきちんと提示できれば、先ほど星原委員からもございましたように、宮崎に住んで、また、宮崎から出て、また宮崎に帰ってくる、移住、Uターン、I Jターン等につながるものではないかと考えておりまして、そこをやっていきたいと思っております。

**○新見委員** 現時点で、他県で、新しい考え方に基づいて、同じような取り組みをされているところがあるんですか。

**○井手総合政策課長** 現時点で、毎年度やっているのは、この右側のページに掲げてます福井県、そして、熊本県、今申しあげました兵庫県、

この3県が、同じような形でこの幸福度みたいな形のものを出しております。

○新見委員 本当に先駆的な取り組みになってくると思いますので、ぜひきちっとした数字が出るようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○清山委員長 ほかございますか。

○来住委員 山村振興基本方針の素案に関連してですけれども、勉強不足で申しわけない。多分、山村振興法を読めば出てくると思うんですけども、概念がよくわからなくて、つまり、山村に指定する、わかりやすく言うと、都城市でいえば、山之口だけが入っているわけですね。山田とかその他のところは入ってないんですが、その分けるのは何をもって分けられているのかなというのがよくわからないもんですから、お願いします。

○石崎中山間・地域政策課長 この山村振興法は、昭和40年に議員立法で成立いたしまして、それ以来、10年ごとに改正をしながら、現在に至っているわけでございますけれども、この地域の指定につきましては、旧農林業センサスに基づく林業調査の結果、昭和25年当時の合併前の旧の市町村の区域になるんですけれども、そこにおける林野率が0.75以上で、かつ農林業センサスの結果による旧市町村の総人口をその土地の面積で割ったものが1.16未満ということで、結局、林野が、森林が多くて、しかし、人口が少ないといった地域が指定されております。

この条件は、旧農業林業センサスというのが昭和34年のものを基礎にするということになっておりますので、今後とも変わりませんし、ですから、減ることもないし、ふえることもないといった状況になっております。

○来住委員 わかったようでわからない。また

勉強します。

○清山委員長 ほかございますか。

○井手総合政策課長 1点訂正をお願いします。先ほど、私、アクションプラン、昨年6月にと申しましたけれども、議決日は7月1日なので、7月に訂正をさせていただきたいと思います。

○清山委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、報告事項に関する質問は以上でございます。

そのほかで何か質疑等ございませんか。よろしいですか。

○坂口委員 その他で、せんだっての報道であった新幹線関連です。大分県が時間短縮と前面で出てたんですけれども——が公表したということで報道されたんですが、これについて、ちょっとその「顛」から「末」までを説明していただけると。

○野口総合交通課長 新幹線に係る大分県の新聞記事の「顛末」についてでございますけれども、私どもが承知しましたのは、1月19日でございます。まさに記事が出た当日でございます。そのときに、私どもの全然知らないところのことでございますので、担当者より事実確認を行ったところでございます。

お聞きしますところ、大分県の独自調査が前日に発表されたとの説明を聞いたところでございます。

その後、1月22日に西日本新聞等におきまして、宮崎県などの試算という記事が出たことに対しまして、これについては、事実と異なるという報道でありますので、大分県からも非常に申しわけないというお言葉はございましたけれども、私どもとしましては、そういう、事実と異なる報道に対しましては、大分県から報道機

関へ対応いただくことを、大分県からこれは独自試算であったということを強く申し入れていただきたいという要請をしたところでございます。

また、あわせまして、その記事の中で期成会の調査の中間報告と捉えられるような報道があったことも事実でございますので、これにつきましても、たとえ大分県による独自調査であっても、共同調査をやっております宮崎県、あるいはこの期成会を差しおいて、そういったことが説明されたことについては非常に遺憾であるということもあわせてお伝えをしたところでございます。

これが記事に関する経緯でございますけれども、その後、大分県もいろいろ内部で確認等を踏まえまして、大分県の課長等からも「申しわけない」との連絡も来ておりますし、また、大分県から報道各社へ大分県独自の調査であるということ、それから、事実とは異なるその部分があるということについては説明をしたと現段階では聞いておるところでございます。

現段階までは以上のところでございます。

**○坂口委員** ちょっと一遍にだったから理解できない部分もあったけれども、大分が独自に調査をやったというのが一つありましたよね。公表された内容は、大分が独自にやったんだってということ。記事では、僕はコピーもらってて探したらないんだけど、500万、500万を支出をして、まず予算をとということがこの委員会で上がってきたと思うんですね、いろいろあったけれども。その中からのその協議会が野村総研に頼んだ調査結果として、時間短縮がこれだけだということ、あれは所要時間だったかな——という報道だったと思うんです。それ、大分が独自の調査をするのになぜ両方が出した予算の

中から支出されるのかということなんです。そんなことが許されるような管理をやっているのかということなんです。その予算管理を、会計管理をですね。だから、会計管理はどこがやっているのかということと、支出、あるいは事業計画、予算管理については、スタートの時点でどんなことを審議されて、どういう決裁やられたのかという、それはどうなっているんですか。

**○野口総合交通課長** 会計管理につきましては、事務局である宮崎県、私どもでやっております。今回の大分県の試算につきましては、期成会で今やっております野村総研の調査のデータといえますか、その途中経過といえますか、それを使ったということではなくて、大分県からは、例えば、今の日豊本線、仮に日豊本線を新幹線が通るとして、距離もわかりますから、駅間の距離等もわかりますから、それを一番直近の北陸新幹線の平均速度を掛けて数字を出した、内部的にそういう数字を出したところ、それが、大分県の試算ということを出てきたということでございますので、今回の予算を直接使ったということではないんでございますけれども、そこ辺の予算の管理については、私ども事務局のほうでしっかりやってまいりたいと思っております。

**○坂口委員** あの報道はそうじゃなかったです。野村に委託をしていたと。その一部の成果としてということで出されたと。ばかみたいなことするなと思ったんです。JRの福岡の本社に電話して、日豊線の長さ何ぼなんだと。新幹線の速度何ぼなんだ。小学校の3年生ぐらいに頼んで、何キロの延長を何キロの速度が走ったら何時間かかるでしょう。野村総研なんか頼まなくても、これでいいことです。報道ではそうだったです。そのところは、報道が事実と違って

たわけですか。

○野口総合交通課長 私どもとしましては、大分県に対して、その部分につきまして事実と異なる報道がなされているので、大分県に対して訂正をお願いしたいという申し入れをしたところでございます。

○坂口委員 訂正はなされたんですか。

○野口総合交通課長 大分県からは、報道機関へ訂正の旨の説明はしたとは聞いておりますけれども、現時点で、それが、例えば、大分県等の新聞とかに出ているところまではまだ聞いておりません。

○坂口委員 それは、お金払わなきゃ新聞は書かないですよ。ちょっと例えが悪いけれども、死亡広告だってお金を払って出していただくんですよ。自分のところが間違っただけで記者発表やって、この前のこうだから違うからねって、よきにはからえて書くわけないです。それ詰めが甘いんです。宮崎県が、みんなあのお金の中から出して、わざわざそんなばかなことに金かけて、大分県がやったんだと。しかも、仮に日豊本線を何キロで走ればって、ばかなことを、それにお金出してるんだって……。そう受けとめてます。

事もあろうに、悲しいかな、その何日か後に、うちの知事は、その期成会の会長として新幹線整備のための要望活動に中央に上っているんです。その間に、そのことを整理されましたか。少なくとも県庁の職員の人たち、あるいは知事に、その捉え方というのは、あのお金からこんなばかなことを大分が勝手に頼んだんだって、こういう試算なんかやったんだということわかって、それ整理させないうちに、要望活動黙って行ったんですか、河野知事は。そこどんなんしたんですか、整理は。

○野口総合交通課長 そういう記事が出たことを非常に遺憾に思っていることについてはお話をしたところでございますけれども、今の御意見、重々、私ども事務局を預かっておりますので、反省をいたしておりますので、今後協議会の会長県として、知事のリーダーシップといいますか、そこにつきましては、今の御意見等十分重要性踏まえまして、肝に銘じていきたいと考えております。

○坂口委員 いや、今後はもちろんです。それ当然です。ここで説明するまでもなく当然のこと。そういうことがあって、しかも、あれどうしたことだということは申し入れたわけでしょう。知事が要望活動に上るまでの間、何もまだ動かなかったということじゃなくて、あれおかしんじゃないのということはもう既にやって、いや、あれはうちが勝手にやったことで、そして、間違えて公表しているんだということは知ってたわけでしょう。それを整理するまで知事は動いちゃだめですよ、会長だから。

だって、あの予算は、さっき言ったように、ここで、本当にそんなの大分に利用されるだけじゃないのかと、鹿児島から延ばしたほうがうんと現実味あるんじゃないのかと、こんなお金無駄になるんじゃないかって、片目どころか、片目を完全につぶって、片一方の目をほんのちょっとあけるぐらい、予算書を僕ら大まかに見るような感じ、そんな感じだったですよ、あ那时候、僕の気持ちは。もちろん徹底して審査をしたです。だけれども、感想としてはそんな気持ちで、県を信じようということで通したですよ。それは、あ那时候は、ここの空気全部そうだったですよ。50年も先の話。

しかも、大分県から捨てられるぞって、宗太郎まで来たらということ。そんな危機をはら

みながらの予算として、そんなことがあって、どうしたことだって。あれは、マスコミが勝手に書いたのか、自分らがうそ言ったのかどちらかです。今からすれば、記事は事実じゃなかったんだということになるんです、これは。どちらかですね。うそを言って書かせたか、マスコミが勝手に勘違いしたか。しかし、ほとんどのが同じ論調で書いていたですよ。だから、そんなにマスコミが共通して同じミスをするわけないって思う。でも、とにかくそのことを知ってクレームをつけた。その返事も形としてあらわさないうちに、知事は要望に上ったんですか。そんなばかなことしちゃだめですよ。俺は会長だと、間違い正せと、県民怒っていると、宮崎をばかにするなということで、整理するまで動いちゃだめですよ、会長は、知事は。会長ですから、予算だって全責任があるんですから、権利もある。そんなばかなことをやっているから、大分県になめられるんです。そのところをどう整理するんですか。

今言った中に一つあります。記事は出ない、訂正したって、よきにはからえってマスコミには言っているんだけどなという説明を受けていると。そんなばかなことじゃマスコミ書かないよということを教えてあげなきゃ、一般常識としては、そういうことは成り立たないよということを教えなきゃ幼稚過ぎますよ、大分県のやり方は。お金を出して書いていただきなさいと。宮崎県でそれを見た人の目に全て、目に触れるようなやり直しをなさっていうこと、それまでうちの知事は動かないよ、会長としてはということ。場合によっちゃあ、これ議会も関係するかもしれないから、これはもう期成会解散するよというぐらいの強気でいかなきゃなめられますよ。部長、どうですか。

○茂総合政策部長 4県と関係して期成会というのをつくっておまして、そこでやっている調査でございます。私ども、会長県として、今回の大分県の対応については非常に遺憾に思っております。そこについては、私からも強く申し入れをしたところでございます。

これからは、言うべきことは言い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○坂口委員 いや、言うだけじゃだめだって言っているでしょう。何ばかなことをやってるんだと、県民はみんな怒っているんですよ、あるいは物すごく疑問に感じているんです。やっぱり部長個人じゃないんだって、宮崎県の部長なんだと、宮崎県の知事なんだと、みんなを代表しているんだって。だから、自分だけが、ああ、そうだった、ミスだったなって、それでわかって前に進んじゃだめだということを言っているんです。整理するものをしてからじゃないと動いちゃだめだということ、会長だから。訂正記事を出させるということ、大分県にそれさせるということ、これは約束してくださいよ。できませんか。間違いを公表してしまっって、間違いを情報として県民受け取っていると。おまえさん方、これどうするんだということ、できませんか、こういうことも。宮崎県の行政の責任者として、やらないんですか。どうですか。

○茂総合政策部長 委員の思いを含めて、大分県に強く申し入れたいと思います。

○坂口委員 いや、やらせるということをおっしゃるんですよ。でなきゃ、これは、本気で今度は議会が怒ったら解散に追い込まれます、この協議会は。まだ、今個人だけれども、みんな憤らなきゃおかしいですよ、我々、有権者を代表してここに来ているんだから、県民を代表して、その県民をばかにしたんだから。うそを

公表したということは、ばかにしたということでしょう。あるいは、マスコミがばかにしたんですか、間違い記事を書いて。どちらかでしょう。事実と違うことが公表されて、県民の目に触れたんですよ。最終情報としては、それが頭に残っているんです。それ正さないでどうするんですか、会長として。どうですか、これは、正させるんですか、させないんですか。言う言わないを聞いてるんじゃない。もう言ったということは、さっき、課長説明がありました、クレームをつけたって。どう解決するんだということ聞いてるんです。どうするんですか。

**○茂総合政策部長** この場で明確なお答えはちょっとできなくて大変申しわけないんですけども、部内でそのあたりは十分に検討させていただきたいと思います。

**○坂口委員** これは、必ず解決しなきゃだめですよ。

加えて言っときますと、宮崎がどれぐらいなめられているかという、種子島の近くに鹿児島県が浮き魚礁を入れたんです。これは、宮崎のマグロはえ縄の一番のドル箱なんです、ここは。浮き魚礁を入れたために、わかんないかもわからないけれども、はえ縄というのは、入れて浮かしてあるんです。だから、潮と一緒に流れていくんです、潮の動きに乗かって。それがひっかかる場所にブイを入れたもんだから、もうここの漁場は使えないんです。これにかかって道具だめになるから。そこに勝手に入れちゃった。ドル箱ですよ、この漁場は。あその潮の流れというのを、15ノットぐらいというけれども、1日間に動くのが、こうなったときに、宮崎県の延べ縄の間隔から見ると、十数隻分の漁場がそこでもう空白になっちゃうんです。それ鹿児島そこに勝手に入れて、いや、宮崎としては

クレーム言ってます。知事も私も知ってますよということ、僕は直接知事からも聞いたけれども、ふれあいミーティングで、私も承知している。鹿児島に申し入れをしてる、国にも言っていると言うけれども、それは、宮崎が今までブイを入れるとき、鹿児島のごとくいただいて、その場所に説明した方法で入れてきてるんです。そういうことが起こるから。これ勝手に入れて、上げてくださって、上げてくれないんですよ。鹿児島からもそこまでなめられているんです。宮崎県民がかわいそうじゃないですか。

それで、まだわかんないかもわからないけれども、魚は、いるところに行って、食ってくれる時間に釣らなきゃもう釣れないんです。いないときに幾ら行ったってだめなんです。だから、何月から何月までそこ、おまけに、あそこは、JAXAがぼんぼんロケットを打ち上げて、出ていってくださいなんて、えらいなこと、それでも、まだ県は動かない。そんなことでだめですよ、やっぱり県民を守らなきゃ。そのための公的な任務です。県民を守る、それに徹さなきゃ。やっぱり知事室に乗り込んでいってでもやらなきゃ、大分、鹿児島に、県民を守るために。お友達づき合い、それは必要です。連携必要です。しかし、やるときはやらなきゃ、県民のために。電話で申し入れたんですよって、相手は知っているけれども、まだ返事来ないんですよって、上げてくれないんですよって。今はそんな乱暴じゃないかもわからないけれども、僕らのころは、そういったことをやってくれたら、そこに来る相手の船に出刃包丁投げたんです。だって、命の漁場だから、一所懸命です。命をかけてその場を守るんです、自分の食う場所は。

だから、そこらはやっぱり知事も、県職の方々も、県民の気持ちになって、守るべきものは絶対守る、守んなきゃなんないものは県民なんだということを、それ肝に銘じて、これはしっかり整理してください。そして、委員会で整理した報告をしてください。浮き魚礁は、これ農政水産部かもわかんない。だけれども、九州知事会なり、全国知事会なり、その中のルールで浮き魚礁の設置なんかについては、しっかりいつも相談し合ってやっているはずです。ここにこういう魚礁入れるのは、じゃあ、構いません、入れてください。水産庁にも文句言うべきです。何で整理もついてないところに、よその今までの既得権益の漁場にこんな障害物入れさせたんだって言うこと、早く撤去させろって。幸いなことに、今の浮き魚礁というのは、ブイがあつてとか、ひっかけがあつてから上げられるようになってるんです。昔みたいに入れっ放しじゃないんです。これは、ぜひ解決しなきゃだめですよ。やっぱり宮崎県民守んなきゃだめですよ。じゃなきゃ県の行政じゃないですよ。以上で返事は要らない。

○**清山委員長** 大分県への対応と結果については、また検討いただいて、報告をくださいますようお願いいたします。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時19分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○**成合総務部長** 総務部でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に一つだけ口頭で御報告させていただきます。24日日曜日から、御案内のとおり、記録的な寒波に伴う自衛隊への災害派遣要請について御報告いたします。

報道されたとおり、県内各地で給水管の破裂などによる断水が発生したため、一昨日、26日に陸上自衛隊に対しまして、特に被害の大きかったえびの市、都城市における給水支援を要請したところであります。なお、都城市では、引き続き、自衛隊による給水支援をいただいておりますが、えびの市では、断水世帯数が大幅に縮小したということで、えびの市から撤収要請があったため、自衛隊については、昨夜8時に撤収したという報告を受けております。

以上、御報告いたします。

それでは、本日の説明事項でございますが、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料の目次に記載しておりますとおり、宮崎県防災拠点庁舎基本設計（案）についての1件を説明させていただきます。詳細につきましては、防災拠点庁舎整備室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 防災拠点庁舎基本設計（案）につきまして、御説明をいたします。常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1の経緯でございますけれども、防災拠点庁舎は、県民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔となりますことから、建物の安全性が十分に確保された庁舎を整備する必要があります。このため、平成26年12月に策定をい

たしました防災拠点庁舎整備基本構想を踏まえて、下の黒枠に示しておりますけれども「防災拠点庁舎として必要な機能の確保 ～県民の生命と財産を守る庁舎～」、「庁舎としての基本的性能の確保 ～人や環境にやさしい庁舎～」、この2つの整備方針に沿いまして、今回、基本設計(案)を取りまとめたところでございます。

次に、2の防災拠点庁舎基本構想(案)につきましては、お手元の別冊の概要版、冊子がございますけれども、そちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

概要版の1ページをごらんいただきたいと思います。1ページにつきましては、先ほど説明をいたしました2つの整備方針を掲げております。

続きまして、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。計画概要を示しておりますけれども、3ページの上段には、3の建築計画概要を示しておりますが、延べ床面積につきましては、地下及び5号館を含めまして2万4,880平米でございます。階数につきましては、地上10階、地下1階としておりまして、構造は鉄骨づくり・一部鉄筋コンクリートづくりでありまして、その一部にCLT耐震壁を採用いたしまして、免震構造により整備することとしております。

スケジュールにつきましては、後ほど御説明をいたします。

4ページをごらんいただきたいと思います。

防災拠点庁舎としての機能及び性能であります。一つ目の整備方針であります県民の生命と財産を守る庁舎とするために、白丸にあります耐震性、耐震水性の確保や十分な災害応急対策活動の場の確保、あるいはライフライン途絶時の機能維持など5つの観点から機能や性能を

確保することとしております。

下の図にございますように、免震装置につきましては、地下の柱の上部に設置することとしております。また、3階から7階に災害応急対策を円滑に行う活動の場を十分に確保しまして、危機管理防災センターと位置づけることとしております。

5ページの上段は、非常時の電源などの供給フローでございます。例えば、赤枠で囲っております一番上の電力でありますけれども、①、②とありますけれども、異なる変電所から2回線の受電体制といたしまして、万が一両方とも途絶した場合でも、液体燃料と中圧の都市ガスを併用できる非常用発電機によりまして、1週間以上の連続運転を可能にすること等としております。

6ページをごらんいただきたいと思います。

2つ目の整備方針であります人や環境にやさしい庁舎とするために、社会性への配慮から経済性への配慮まで5つの観点から機能や性能を確保することとしております。

7ページにありますように、1階のエントランスホールにつきましては、県産材を活用いたしました可動式の展示板、展示パネルを設置するとともに、台風や火災等への対応、あるいは自然通風等への対応、多目的トイレの設置、そして、自動監視システムでありますBEMSの導入などを図ることとしております。

8ページをごらんいただきたいと思います。

基本計画の1の配置・動線計画でありますけれども、9ページのイメージ図にございますように、防災拠点庁舎の北側に防災広場といたしまして、災害が起こったときに自衛隊などの大型車両が駐車できるスペースを確保するために、防災拠点庁舎を敷地の南側に寄せて配置をいた

しまして、5号館につきましては、ひき家により庁舎北側に移設をいたしまして、庁舎と一体的に整備することといたしております。

外来駐車場につきましては、庁舎の地下に61台、そして、地上に10台分を整備いたしますとともに、防災広場のところに思いやり駐車場を3台分、さらに県庁本館の北側になりますけれども、こちらに90台分を整備することといたしております。

10ページをごらんいただきたいと思います。

2の平面計画の(1)の基本的な考え方ですが、下の図にありますように、中央の廊下の南と北に執務室を配置をいたしまして、オープンオフィスといたしまして、さらに、エレベーターや階段、トイレ等につきましては、東西の両端に配置することといたしております。

11ページになりますが、(2)の危機管理防災センター中枢部の平面計画でございます。3階から7階の危機管理防災センターの中でも、特に、3階と4階は災害応急対策活動の中枢機能を担う諸室を配置することといたしております。

3階につきましては、危機管理局と、隣接をいたしまして災害対策本部会議室あるいは総合対策部室等を常設をいたしまして、危機管理局と総合対策部室は緊密に連携を図る必要があることから、お互いが見渡せるような形で整備したいと思っております。

4階は、政府や自衛隊・消防などの関係機関の諸室を配置いたしまして、災害規模に応じた活動スペースを柔軟に確保できるようオープンオフィスとするとともに、平常時につきましては、防災や危機管理等に関する啓発のために、県民の方や民間団体等を対象といたしました研修の場として活用することといたしております。

12ページをごらんいただきたいと思います。

3・4階以外の平面計画であります。地階1階は、外来者駐車場でありまして、東側のスロープで出入りをいたしまして、地上階のほうへは東西のエレベーターを利用することといたしております。1階につきましては、エントランスホール及び救命救急あるいは医療活動等の役割を担う福祉保健部の執務室を配置をいたしまして、あわせて売店、食堂などの利便施設を配置するとともに、庁舎の北側に配置する5号館につきましては、街のにぎわいに資する活用を現在検討をいたしております。また、エントランス・利便施設、そして、5号館につきましては、災害時には、一時避難スペースとして活用をすることといたしております。

13ページであります。2階になりますが、主に福祉保健部の執務室を配置いたしまして、災害時のプレスルームや備蓄倉庫の一部も配置することといたしております。

5階につきましては、災害時に地域防災計画あるいは本庁版BCPに基づきまして、防災拠点庁舎以外から参集する部局職員の活動スペースとなります部局対策室を配置いたしまして、平常時は、会議室として活用をすることといたしております。

6階につきましても、部局対策室を配置いたしまして、平常時は、自治学院の研修室等で活用いたしまして、県職員などの防災・危機管理対策の研修機能の充実を図りまして、資質向上を図ることといたしております。

また、災害拠点病院であります県立病院を所管をいたしまして、災害医療等で福祉保健部とも連携を図る必要のある病院局の執務室も一部に配置することといたしております。

14ページをごらんいただきたいと思います。

7階につきましては、災害時に設置されるこ

とになります。県議会災害等対策協議会が活動する諸室を配置いたしまして、平常時には会議室として活用することといたしております。また、県土整備部とともに社会基盤の早期復旧活動を担う工事検査課の執務室を一部に配置することといたしております。

8階と9階につきましては、県土整備部の執務室を配置いたしまして、10階には、機械室や情報通信機器等を設置することといたしております。

15ページの上段になりますが、屋上階につきましては、県の防災救急ヘリ「あおぞら」、あるいは自衛隊の救難ヘリコプターが離着陸できるヘリポートを設置いたします。

4) は、各階の主な諸室スペースの使用方法につきまして、災害時と平常時に区分をいたしまして掲載いたしております。

次に、16ページをごらんください。

3の構造計画であります、1)の耐震安全性の目標につきましては、基本構想でお示しましたとおり、防災拠点としての機能が維持できますよう最高水準の安全性を目指してございまして、構造体につきましては、建築基準法で定める耐震性能の1.5倍を確保することといたしております。

17ページの下の方になりますが、4)のCLT耐震壁の設置につきましては、建物の横揺れを支える部材の一部といたしまして、4階から9階にCLT耐震壁を採用することといたしております。

18ページをごらんいただきたいと思います。

18ページ、19ページは、4の設備計画になりますが、設備につきましても、災害応急対策活動が継続できますように、機能維持対策を行いますとともに、ランニングコストの最適化を図

りながら、維持管理等が効率的に実施できる計画といたしております。

続きまして、20ページからは、基本計画図でございます。20ページから次のページ、21ページ、さらにお開きいただきまして22ページにつきましては、各階の平面図となっております。そして、23ページが立面図となっております、さらに、24ページ、25ページが断面図という形で整理いたしております。

26ページをごらんいただきたいと思います。

防災拠点庁舎の外観のイメージ図でございます。26ページには、本館側、北側から眺望いたしましたイメージ図を2つ掲載いたしております。また、27ページにつきましては、県庁域を東側から眺望したイメージ図でございます。県庁本館と楠並木通りあるいは防災広場を挟んで対峙する形で、防災拠点庁舎・5号館を配置することとなる予定でございます。

委員会資料の1ページを再度お開きいただきたいと思います。

最後に、3の今後の整備スケジュールの予定でございます。基本設計を策定した後に、引き続き実施設計を行いまして、ことし11月に完了を予定することといたしております。その後、設計積算、あるいは入札の準備作業を進めまして、29年4月から入札・契約手続を行うとともに、5号館のひき家工事を先行して行いまして、29年10月に庁舎本体の建設工事に着手をいたしまして、31年9月の完成を予定いたしております。

基本設計の作業に時間を要した面もございまして、当初の予定より、完成が約6カ月程度おくれる見込みではございますけれども、今後とも、早期整備に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひい

たします。

○**清山委員長** 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○**満行委員** 幾つかお尋ねしたいと思えますけれども、まず、駐車スペースはこの防災拠点の下に新たに駐車場をつくってってということだったんですけれども、現在の外来者駐車場とか、相当駐車スペースが今あるんですけれども、新しい庁舎ができたときの駐車場の確保台数というのは、今と変わらないということでしょうか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 今現在、第1外来駐車場が9ページの配置・動線イメージ図でございまして、防災広場の位置にございまして、ここと、あと、第2外来駐車場が北のほうにあるんですけれども、この第1外来駐車場がなくなりまして、それにかわりまして、地下の駐車場61台、そして、平面駐車場10台、さらには、本館北側の外来駐車場90台ということで、現在の第2外来駐車場とほぼ同規模の駐車スペースは確保できるものと見込んでおります。

○**満行委員** あとは、福祉保健部とか県土整備部が移るとということで、この拠点庁舎しか注目してないんですけれども、とりわけ3号館の大部分を占める福祉保健部が新しい防災拠点庁舎に移ると、例えば、3号館のその後の活用、5号館の活用というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 今委員からございましたように、防災拠点庁舎に、危機管理局あるいは県土整備部、さらに福祉保健部等が入居することになりますと、1号館あるいは3号館などに、いわゆる既存庁舎に空きスペースが生じることになるわけですが、この空きスペースの活用についても非常に大きな課題だと考えておりまして、現在、各庁舎の執務室で

ありますとか倉庫、これらの文書量等々の現況につきまして調査を行っております、これらの調査、分析結果を踏まえまして、部局の再配置を検討をいたしまして、来年度には方向性を出したいと考えております。

検討に当たりましては、現在の庁舎の分散化でありますとか、狭隘化、あるいは業務の効率化、さらには、施設の関連維持費用の削減、これらにつきまして、ファシリティーマネジメントの観点も勘案しながら検討を進めまして、庁舎の有効活用、あるいは行政サービスの向上、こういうものを図っていきたいと考えております。

○**満行委員** もう一つ、道路ですけれども、この防災拠点庁舎は四方道路なんですけれども、この道路の耐震、液状化とかいう、その対応というのはどうなっているんでしょうか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 今出ましたように、今回整備します庁舎につきましては、北側に楠並木通りがありまして、東側に道路挟まれておりますけれども、道路を含めまして、この防災拠点庁舎の敷地につきましては、液状化の状況等について地盤調査を実施しまして、液状化については、それほど影響がないという調査結果が出ているところでございます。

○**満行委員** 道路の状況は十分災害時は対応できるという、確保ができていくということでしょうか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** この楠並木通りにつきましては、災害時に緊急輸送道路として指定をされていまして、災害時にいち早く復旧を行うという道路でございまして、災害時、万が一いろいろ損傷が出ましても、早期復旧に努めていく道路に指定をされているところでございます。

○満行委員 東側の企業局との間の道路はどうなんですか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 それはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○満行委員 庁舎だけじゃなくて、これ図面見れば、6号館との間に車両で入り口があったり、当然、道路が確保できなければ出入りができないわけで、ぜひお願いしたいと思うんです。建物が建っているところは当然液状化も対策はできるとは思うんですけども、道路って非常に、地表をただ固めてあるだけなので、非常に弱い構造だとは思いますが、ぜひその対応もしっかりいただきたいなと思ってます。

以上です。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 東側の道路につきましても、緊急輸送道路として指定をされているということでございます。

○清山委員長 ほかがございますか。

○丸山委員 細かいことで大変申しわけないんですが、小林に秀峰高校ができたんですが、そのつくりがこの防災拠点庁舎とほぼ同じ形なんですけれども、風通しが物すごく悪くて、たまらないということも聞いたことがあります。通常時では、いろいろ風通しのことを考えなくちゃいけないんですけども、本当にこの構造が風通し、7ページに西風を取り込むとか書いてあるんですけども、ある程度空調のこともあるんでしょうけれども、この辺は大丈夫と認識していいのか、平常時は多分空調も……。まあ、どういう形にするのかよくわかりませんが、そういうこともあったもんですから、もう本当に学生が汗を流して、風通しが悪いもんですから、とても勉強に集中できないというぐらいのこともあったもんですから、防災拠点庁舎でそういうことがあったらまずいのかなと

思ったので、その辺のことを少し教えていただくとありがたいかなと思うんですが。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 7ページの下に自然通風等への対応ということで、イメージ図をちょっとつけさせていただいておりますけれども、今委員から御指摘のありました点についても、十分配慮しながら、基本設計でも協議をさせていただいたところがございますが、今後これを詳細に詰める実施設計を今後引き続きやっていきたいと思っておりますので、今、御指摘のあった点も踏まえまして、さらに検討を加えていきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ1回秀峰高校に行ってもらえれば、ほぼ同じ構造なんです。これはちょっと使い始めてから大変だということがないように、それをしっかりと検証をしていただくようお願いしたいと思っております。

○清山委員長 ほかがございますか。

私から1つちょっとお伺いしたいんですけども、この14ページで、7階の部分で県議会災害等対策協議会諸室とあるんですけども、私が知らないだけかもしれないんですが、ここを基本設計するに当たって、議会側とは何かコミュニケーションとってこられてるんでしょうか。どういうものが必要だとか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 災害時に県議会の機能をどうするかという点につきましては、基本構想の前の基本方針を策定する段階でいろいろ御意見をいただいたところございまして、やはり、災害時に全ての議員で構成されます災害等対策協議会が設置されますので、その機能を発揮させていただくということで、現時点1,000平米ほどということで、5つの部会と、それと、対策協議会の全員協議会が兼用で開けるようなスペースということで整理をさせてい

ただいて、基本方針の中にも盛り込んで、委員会でも御説明をさせていただいたところがございます。

○**清山委員長** あくまで印象ですけれども、結構、ワンフロア、膨大なスペースを占めているように思うんですが、何か具体的な根拠で必要面積等を割り出しているんですか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 現在のこの議会議棟の委員会室のスペース、面積、こういうものを参考にして、協議会のこのスペースについては面積を算定をさせていただいたところございまして、結果1,000平米というような形を考えております。

○**清山委員長** 大規模災害時に、果たしてこういうタイプの委員会を開催するのかわかりませんが、今後、実施設計とか進めていくに当たっては、議会側とも意見やら情報交換されることになるのでしょうか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 実施設計の進捗状況に応じまして、随時御説明をさせていただきますと考えております。

○**清山委員長** わかりました。

ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、ないようですので、報告事項に関しての質疑は終わりました。

その他で何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時50分閉会